漁協による
海ゴミ回収の取り組み

令和２年10月24日

宗像漁業協同組合

宗像国際環境会議資料

海洋環境保全における漁協・漁業者の役割

○水産業・漁村の多面的機能

水産物の供給以外に、環境・生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の形成・維持などの多面にわたる機能を有すること

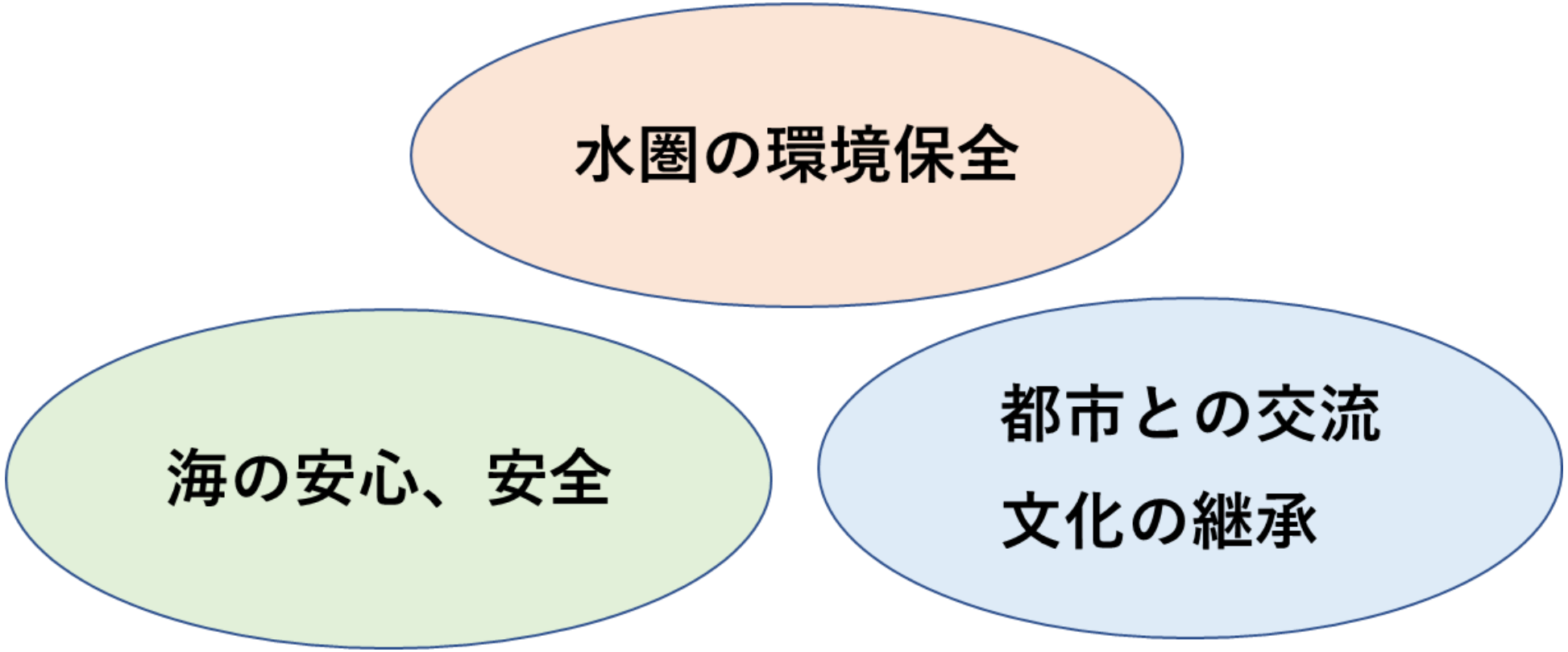

宗像漁協における海ゴミ回収－１

〇漁協青壮年部・女性部の清掃活動

・・・　漁港区域を中心に

漁港管理の一環として実施

宗像漁協における海ゴミ回収－２

〇漁業者による海底ゴミ回収　・・・　刺網漁具を使った回収
処理費に環境省事業を活用

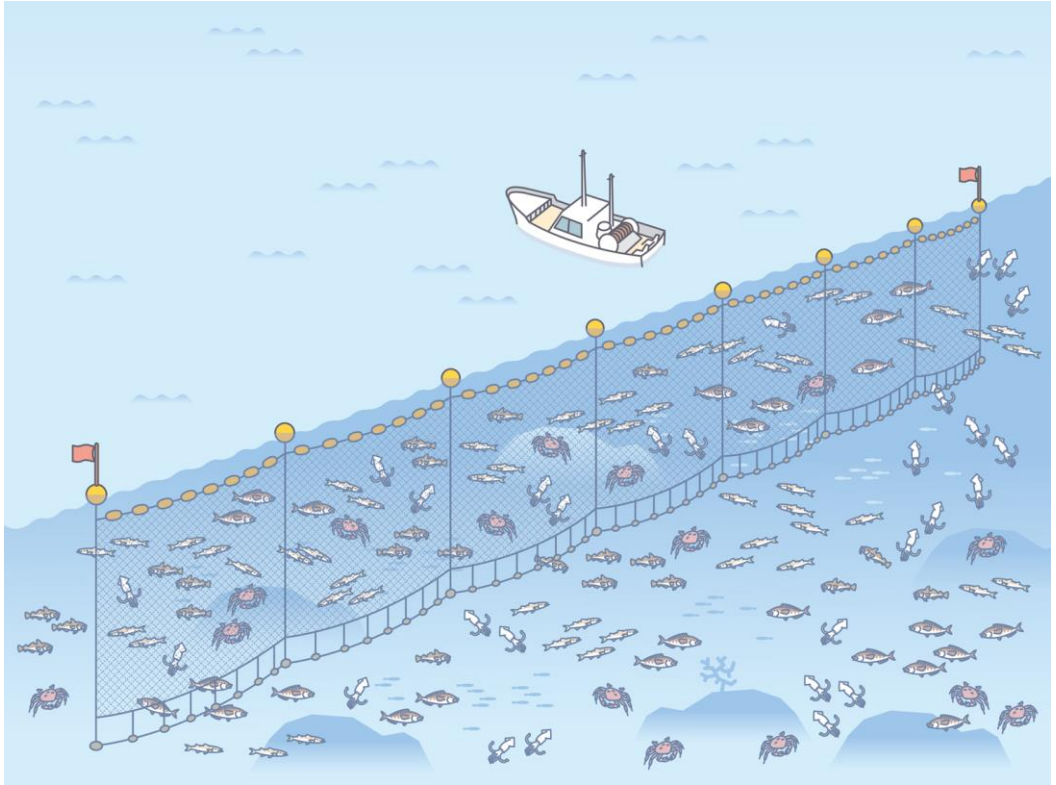

宗像漁協における海ゴミ回収－３

〇漁業者による漂流ゴミ回収

・・・漁船による地先漁場のゴミ回収（現在、取組休止中）
水産庁事業を活用

〇沖合の遺棄漁具の回収

・・・漁船による沖合海底の遺棄漁具回収
水産庁事業を活用

〇漁業者の協力による海底ゴミ回収実証事業

・・・令和３年度より実施（環境省委託）
宗像市→全国７カ所のモデル地域のひとつに選定

〇漁業者有志グループによる自主的な回収

水産庁・全漁連における取り組み―1

○漁業系廃棄物の計画的な処理推進

・・・　排出の抑制

漁業系廃棄物計画的処理推進指針

○ 海洋プラスチックごみ問題対策の一環として、漁業に伴って生じる廃棄物の適正処理の徹底のため、漁業者による廃棄物の計画的な処理を推進。
○ 地域内で大量に発生する同一種類の廃棄物については、漁業者団体等が中心となって、集団的かつ計画的な処理を推進。

概要

1. 経緯

平成3年に作成された「漁業系廃棄物処理計画策定指針」の更新・周知が令和元年5月に関係閣僚会議で策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に位置付け。令和元年7月から協議会で指針の見直しを実施し、令和2年5月に新たな指針を作成。

2. 目的

(1)漁業者による漁業系廃棄物の計画的な処理の推進
(2)漁業者団体等の主導による漁業系廃棄物の集団的かつ計画的な処理の推進

3. 内容

(1)漁業者が、自らの漁業系廃棄物について、発生量・発生時期を把握し、処理方法及び費用等を検討・整理し、処理計画としてまとめ、計画的な処理を実行する手順を手引き。
(2)漁業者団体等が、地域内で大量に発生する同一種類の廃棄物について、発生量・発生時期を把握し、処理方法及び費用等を検討・整理し、処理計画としてまとめ、漁業者とともに計画的な処理を実行する手順を手引き。

4. 環境省の「漁業系廃棄物処理ガイドライン」との連携

廃棄物処理法等に従って行うべき具体的な処理や循環的な利用の方法を示した環境省の「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を参照して実施できるよう、指針内で適宜引用。

処理計画（漁網）の例

品目	漁網
一般廃棄物、産業廃棄物	産業廃棄物
発生頻度	○年に1回
発生量	○反
廃棄時期	令和○年○月
前処理方法	ロープ等の取り外し、付着物の除去等
共同作業	付着物の除去を他の漁業者と共同で行う
循環的な利用	一部を農業者に防獣ネットとして譲渡
保管場所	漁具倉庫
保管費用	○円／年
収集運搬業者	○○業者
収集運搬費用	○円／kg
処分業者	○○業者
処分費用	○円／kg
年間費用合計	○○円

出典：水産庁HP

水産庁・全漁連における取り組み―2

〇水産業・漁村の多面的機能発揮の一環としてのゴミ回収

・・・　回収の推進　全国の118組織が海岸清掃に取り組み

出典：水産庁HP

出典：ひとうみ.jp HP

他地域の優良事例

〇広島県漁業協同組合連合会の事例
　発泡スチロール減容　・・・　ゴミを減らす取り組み

〇香川県の事例
　漁業者による海底ゴミ回収を、県下全域の取り組みとして支援

発泡スチロールフロートの減容システム（広島県漁業協同組合連合会の場合）

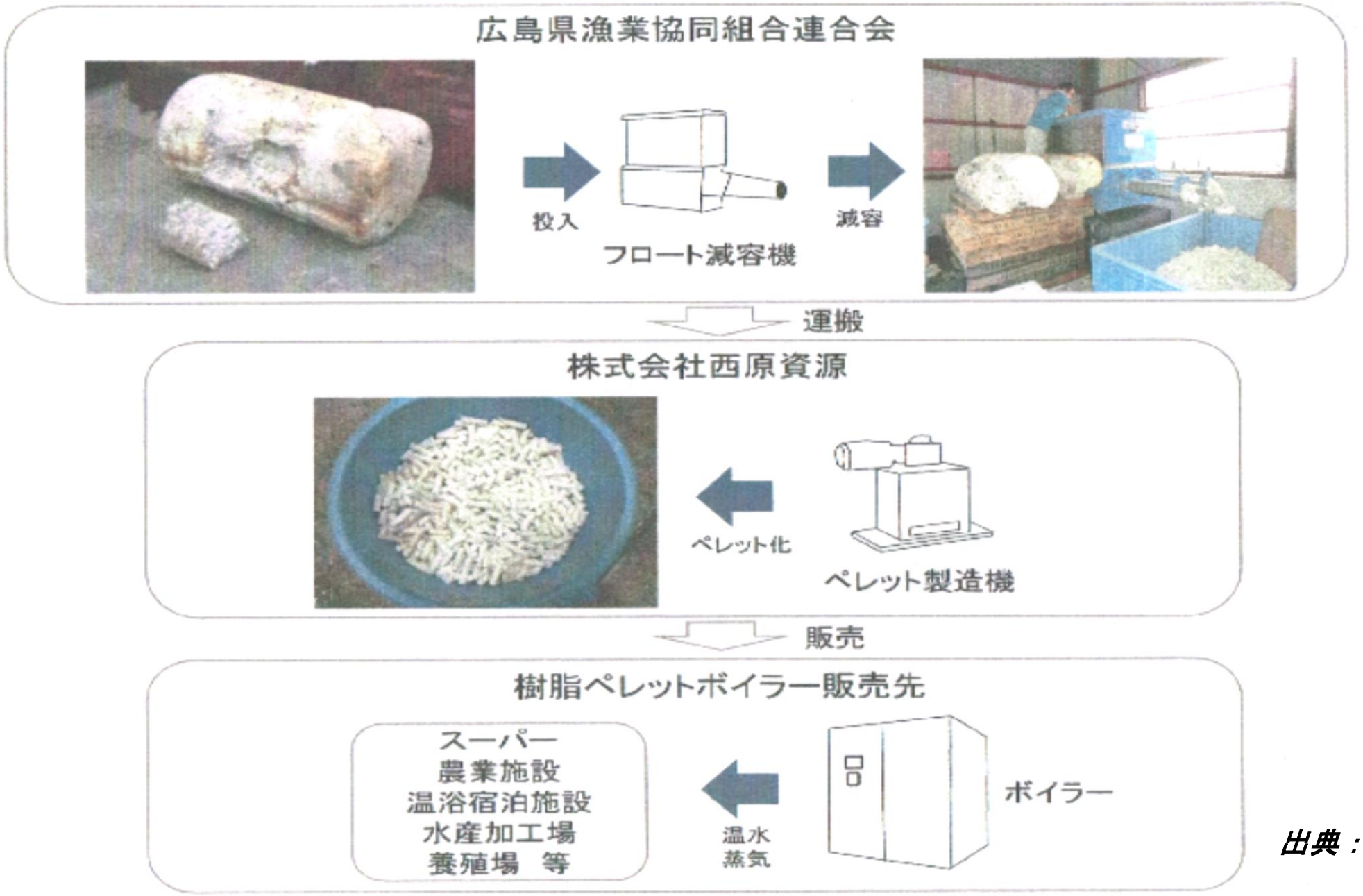

出典：水産庁HP

香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システム

香川県では、全国に先駆けて、平成25年9月に「かがわ『里海』づくりビジョン」を策定し、全県域で、県民みんなで、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、「里海づくり」に取り組んでいます。取り組みの1つとして、漁業者、内陸を含む全市町、県の協働による、全国初であり香川県独自の取組みである「海底堆積ごみ回収・処理システム」により、海底ごみの回収に取り組んでいます。

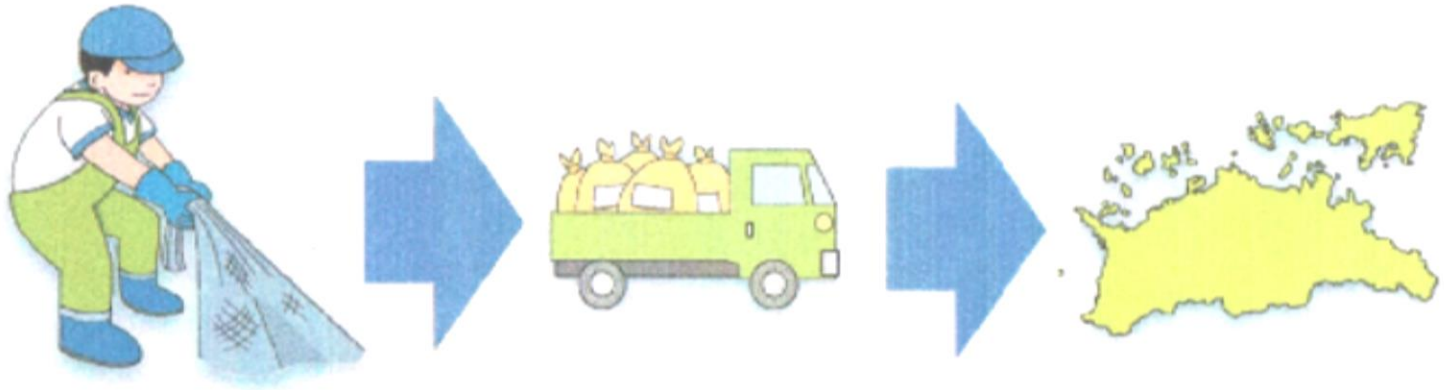

漁業者がボランティアで持ち帰り

行政（沿岸市町と県）が運搬・処理

行政（内陸部を含む全市町と県）が処理費用を負担

※底びき網漁業の操業禁止区域については、幼稚魚の生育の場を保全するという観点から、水産部局において海底堆積ごみ回収事業等に取り組んでいる。

出典：水産庁HP

我が国の海ゴミ（海洋プラ）政策

○海ゴミを出さない政策　・・・　３Ｒ

・循環型社会形成推進基本法（基本計画）
・資源有効利用促進法
・廃棄物処理法
・各種リサイクル法

○海ゴミを回収する政策

・海岸漂着物処理推進法

○海洋プラスチック対策としての政策統合

・プラスチック資源循環戦略

循環型社会を形成するための法体系

環境基本法 H６．８完全施行

環境基本計画 H24．４ 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法） H13．１完全施行

- 社会の物質循環の確保
- 天然資源の消費の抑制
- 環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画 ：国の他の計画の基本 H15．３ 公表 H20．３ 改正

＜ 廃棄物の適正処理 ＞

廃棄物処理法 H22．5 一部改正

①廃棄物の発生抑制
②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
③廃棄物処理施設の設置規制
④廃棄物処理業者に対する規制
⑤廃棄物処理基準の設定　　等

＜ 再生利用の推進 ＞

資源有効利用促進法 H13．4 全面改正施行

①再生資源のリサイクル
②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
③分別回収のための表示
④副産物の有効利用の促進

リサイクル → リデュース リユース リサイクル
（１Ｒ） （３Ｒ）

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法

H12.4 完全施行
H18.6 一部改正

びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

家電リサイクル法

H13.4 完全施行

エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

食品リサイクル法

H13.5 完全施行
H19.6 一部改正

食品残さ

建設リサイクル法

H14.5 完全施行

木材、コンクリート、アスファルト

自動車リサイクル法

H17.1 本格施行

自動車

小型家電リサイクル法

H25.4 施行

小型電子機器等

グリーン購入法（国が率先して再生品などの調達を推進） H13．４ 完全施行

出典：環境省HP

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法：議員立法）の概要　（平成21年制定、平成30年6月改正）

目的

海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

基本理念

○総合的な海岸環境の保全・再生　○責任の明確化と円滑な処理の推進　○3R推進等による海岸漂着物等の発生の効果的な抑制　○海洋環境の保全（マイクロプラスチック対策含む）　○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保　○国際協力の推進

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針 → 都道府県の地域計画（海岸漂着物対策推進協議会）

海岸漂着物等の円滑な処理

（1）処理の責任等

①海岸管理者は、海岸漂着物等（漂流ごみ・海底ごみを除く）の処理のため必要な措置を講じなければならない。

②海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。

③市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。　等

（2）地域外からの海岸漂着物への対応

①都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

②環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。

③外務大臣は、国外からの海岸漂着物により地域の環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ外交上適切に対応する。等

（3）漂流ごみ・海底ごみの円滑な処理の推進

国及び地方公共団体は、地域住民の生活・経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

海岸漂着物等の発生の抑制

国及び地方公共団体は、① 発生状況・発生原因に係る定期的な調査、② 市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置 ③ 土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導　に努める。

マイクロプラスチック対策

①事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならない。　②政府は、最新の科学的知見・国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民間団体等との連携の強化・表彰　**環境教育・普及啓発等**　**調査研究等**　**国際的な連携の確保・国際協力の推進**

財政上の措置

① 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

② 政府は、離島その他の地域において 地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。

③ 政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。

出典：環境省 HP

プラスチック資源循環戦略（概要）

Plastics Smart

令和元年5月31日

背景

◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R＋Renewable」

リデュース等	➢ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ➢石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	➢プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ➢漁具等の陸域回収徹底 ➢連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ➢アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ➢イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材 バイオプラ	➢利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ➢需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ➢循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ➢可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ➢バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入
海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ➢ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ➢海岸漂着物等の回収処理 ➢海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) ➢マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ➢代替イノベーションの推進
国際展開	➢ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ➢ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
基盤整備	➢社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ➢技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ➢調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ➢連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） ➢資源循環関連産業の振興 ➢情報基盤（ＥＳＧ投資、エシカル消費） ➢海外展開基盤

【マイルストーン】

＜リデュース＞
①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

＜リユース・リサイクル＞
②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
③2030年までに容器包装の６割をリユース・リサイクル
④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

＜再生利用・バイオマスプラスチック＞
⑤2030年までに再生利用を倍増
⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

出典：環境省 HP

我が国の沿岸域管理政策

〇現行の沿岸域管理　・・・　管理の枠組みの輻輳

港湾　漁港　海岸　河川　自然公園・・・

漁業　海運　自然　景観　通信　エネルギー　レジャー・・・

「自然公物の自由使用原則」　「不明瞭な管轄区分」

〇沿岸域の総合的管理　・・・　海洋基本法第25条

総合的、一体的な施策へ

海洋ゴミ問題解決に向けて（まとめ）

	現状と課題		改善の方向
宗像漁協	事業ごとエリアごと 個別取組のつなぎ合わせ	➡	収集処理の統合・一元化 組合員全体での取組
広域	ボトムアップ・多様な取組 取組の相互連携が不足	➡	収集処理の統合・一元化 多様性を維持しながら連携
政策	陸の排出抑制・リサイクル体系化 収集処理体制の構築	➡	収集処理の統合・一元化 陸のリサイクルへ海ゴミを組入